# 令和5年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告

# 【R5 年度 重点項目】

#### 1. 成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度への理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報・啓発を実施する。
- ・制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談及び支援に取組む。
- ・専門相談・相談窓口の周知を図る。
- 2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築
  - ・南丹市が目指す権利擁護ネットワークの在り方について、関係機関と協議を行い、運営委員会 の助言を経て方向性を定める。
- 3. 制度の担い手の育成
  - ・市民後見人の活動に対して支援を行う。
  - ・市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的と して研修を実施する。

# ○相談機関別成年後見制度に関する相談件数

機関名	R2 (件)	R3 (件)	R4 (件)	R5 (件)
権利擁護・成年後見センター	35	24	33	57
地域包括支援センター	13	8	10	6
基幹相談支援センター	17	6	4	7
生活相談センター	11	10	11	11
計	76	48	58	81

※相談者の重複あり

# 【相談及び利用支援について】

#### 1,相談実績

### ◆センター新規相談件数

R6.3.31 現在

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	本	人					1	1			1	1			4
	親	族	3		1		1		2	2	1				10
	地域	包括		1											1
	高齢	福祉													0
	介護支援員(ケ	アマネージャー)							1						1
相	社会福祉課(	(生活福祉係)									1				1
談	障害者基	基幹相談													0
者	障害者相	談支援員	1							1					2
	施設	高齢							2						2
	旭叔	障害								1					1
	病	i院											1		1
	社会福祉	业協議会		1			1				1				3
	70	の他	1											1	2
	合	·計	5	2	1	0	3	1	5	4	4	1	1	1	28

※その他内訳:施設の身元保証になっている親族以外の知人からの後見制度申立て相談。 司法書士より複数後見申立ての相談。

相談者は、親族からの相談が一番多く、次いで本人からの相談が多かった。

家庭裁判所への親族による申立てまで支援したケースでは、継続的に支援することで申立てまで繋ぐことが出来た。

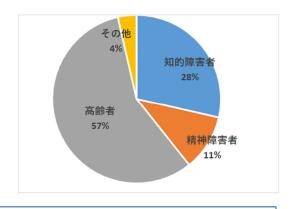
本人からの相談ケースでは、障がいのある当事者の方からの相談もあり、成年後見制度だけでなく複合的な相談に発展し他部署との連携等がスムーズにいくなど、直営型のセンターの強みも発揮された。

また、施設や病院からの相談では、本人の状況の変化により今後のことを一緒に考えてくれる支援者として、金銭管理だけではない身上保護の側面から成年後見制度に繋げたいとの相談も複数あった。

### 相談対象者

R6. 3. 31 現在

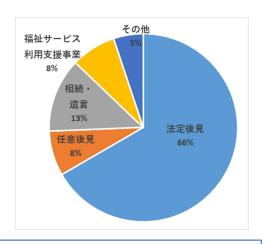
	R 3	R4	R 5
知的障害者	5	2	8
精神障害者	2	4	3
高齢者	17	20	16
その他	0	7	1
計	24	33	28



相談対象者は、高齢者の方への相談が最も多かったが、障がいをお持ちの方への相談も多いのは南丹市の特徴と言える。その他は、病気による意識障害の方を対象者にした相談。

# ○相談内容述べ件数 (R6.3.31 現在)

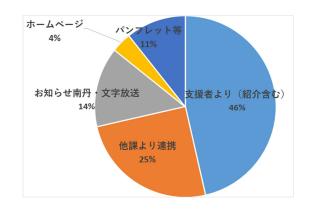
相談内容	R3	R4	R 5
法定後見	22	31	26
任意後見	1	4	3
相続・遺言	4	6	5
福祉サービス利用 支援事業	3	3	3
その他	2	5	2
計	32	49	39



本人・親族からの相談内容は、後見制度と同時に、相続・遺言の相談が昨年同様多かった。 その他は、後見制度相談と、不動産以外の動産の名義変更や債務の整理に関する相談だった。

#### ◆相談経路 (R6.3.31 現在)

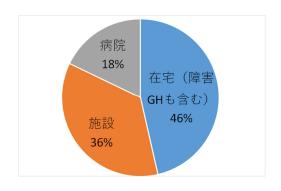
相談経路	(件)
支援者より(紹介含む)	13
他課より連携	7
お知らせ南丹・文字放送	4
ホームページ	1
パンフレット等	3
計	28



センターへの相談経路は、ケアマネや、施設職員などの支援者からが最も多く、市役所の他課からの連携も合わせると、全体の7割を占める。パンフレット等の設置効果もあるが、本人や家族が、必要な情報を入手して相談出来る環境整備も引き続き進めていく必要がある。

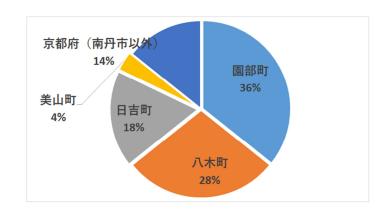
# ◆本人の相談時の生活の場所 (R6.3.31 現在)

本人の生活の場	(件)
在宅(障害GHも含む)	13
施設	10
病院	5
計	28



### ◆本人の居住地 (R6.3.31 現在)

本人の居住地	(件)
園部町	10
八木町	8
日吉町	5
美山町	1
京都府(南丹市以外)	4
計	28



本人の相談時の生活の場所は、障害者向けのグループホームも入れると、在宅の方が半分近かった。本人の居住地が、南丹市以外のケースでは相談者の親族が南丹市在住だったケースや、支援者が南丹市の事業所だった。

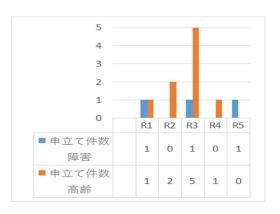
# ◆専門相談(弁護士・司法書士)【毎月 第3水曜日】

今年度の専門相談は、12回中7回開催。後見制度と法的な課題との複合的な相談。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	相談対応	弁護士	司法書士	āl										
	開催	0	×	0	×	0	0	0	×	×	0	0	×	0
	法定後見相談	1		1		1		1			1	1		6
相	任意後見相談						1							1
談	申立て相談	1		1		1					1	1		5
内	相続						1	1			1	1		4
容	遺言					1	1							2
	その他	1		1										2

# ◆市長申立 (R6.3.31 現在)

	年度	R1	R2	R3	R4	R5
由土て併料	障害	1	0	1	0	1
申立て件数	古節	1	2	5	1	0
審判・事務終了件数		2	2	6	1	1
審判待ち・	審判待ち・事務継続件数		4	1	1	0



# ◆申立て支援(審判待ち・事務継続中含む)

		件数								
申立人		マッチング	専門職依頼	専門職依頼 (法テラス利用)						
市長	1	0	0	0						
本人	2	0	0	2						
親族	4	0	2	0						
計	7	0	2	2						

# ○申立て支援 内訳 (R6.3.31 日現在) ※親族申立て支援 2件

				件	数	
申立人	類型	受任者		マッチング	専門職依頼	専門職依頼 (法テラス利用)
		弁護士				
市	後	司法書士				
長	見	社会福祉士	1			
100		未定(手続中)				
		言十	1	0	0	0

				件				
申立人	類型	受任者		マッチング	専門職依頼	専門職依頼		
		弁護士	0					
	後	司法書士	0					
	見	社会福祉士	0					
		未定(手続中)	0					
		小計	0	0	0	0		
		弁護士	0					
本	保	司法書士	0					
	佐	社会福祉士	1			1		
		未定 (手続中)	1			1		
人		小計	2	0	0	2		
		弁護士	0					
	補	司法書士	0					
	助	社会福祉士	0					
		未定(手続中)	0					
		/小言十	0	0	0	0		
		言十	2	0	0	2		
		合計	3	0	О	2		
			件数					
申立人	類型	受任者		マッチング	専門職依頼	専門職依頼		
		弁護士	1					
	後見	司法書士	0					
	100,00	社会福祉士	0					
		未定(手続中)	3		2			
		小計	4	0	2	0		
親		弁護士	0					
	保佐	司法書士	0					
		社会福祉士	0					
		未定(手続中)	0					
		小計	0	0	0	0		
族		弁護士	0					
	補助	司法書士	0					
	1113-22	社会福祉士	0					
		未定(手続中)	0					
		小計	0	0	0	0		
		計	4	0	2	0		
		合計	7	О	2	2		

### ◆南丹市報酬助成(R6.3.31 現在)

	R1	R2	R3	R4	R5
障がい	5	5	8	10	11
吉齢	4	9	15	12	18
計	9	14	23	22	29



**※**令和 5 年度報酬助成金額合計 6,788 (千円) 前年度比 124.2%

# ◆運営委員会 開催状況

口	開催日	時間	場所	協議・報告事項
			令和4年度センター事業報告	
答1同	第1回 令和5年7月6日(木)	午前10時から午前11時45分	南丹市役所 4 号庁舎	令和5年度センター事業計画 (案)
第1四				市民後見人フォローアップ研修
				市民後見人報告・ケース報告
		午10時から午前11時45分		市民後見人支援
第2回	令和5年11月2日(木)			市民後見人報告・ケース報告
第4四	77和3年11月2日(水)			成年後見申立用診断書
				情報交換
			南丹市役所1号庁舎	ケース報告・相談
第3回 令和6年3月7日(月	<b>△</b> £ng左2月7日 (日)	午前10時から午後12時30分		市民後見人支援
	□ 市和0年3月7日(月)	十月10時かり十仮12時30万		令和6年度センター事業計画(案)
				令和6年度フォローアップ研修・研修会(案)

## ◆広報及び啓発について

○南丹市ホームページ

南丹市のホームページに「成年後見制度」の項目を設置、制度や相談事業の広報啓発を行なっている。

○お知らせなんたん・ケーブルテレビ文字放送

センターの社会福祉士による相談窓口と、弁護士、司法書士による専門相談会の案内を通じて広報を 行っている。

令和5年度		掲載記事
文字放送	4月~3月(毎週)	専門相談のお知らせ
文字放送	4月~3月(毎週)	成年後見制度に関する相談窓口のお知らせ
お知らせなんたん	※2か月分の相談日を毎 月掲載	権利擁護・成年後見センター専門相談のお知らせ
ホームページ見直し	2月中旬より	南丹市ホームページの成年後見制度、センターの項目の見直し

○成年後見制度、センター案内チラシ・パンフレットの設置

成年後見制度に関するパンフレットや、センターの案内チラシを南丹市の 15 箇所に設置することで、 広報啓発活動の促進を図っている。

	設置場所		設置場所	
1	南丹市役所 市民課	9	南丹市役所 美山支所 宮島振興会	
2	南丹市役所 八木支所		南丹国保 みやま診療所	
3	南丹市役所 日吉支所	11	社会福祉協議会 本所	
4	南丹市役所 美山支所	12	社会福祉協議会 日吉事務所	
5	南丹市役所 美山支所 知井振興会	13	社会福祉協議会 美山事務所	
6	南丹市役所 美山支所 平屋振興会	14	社会福祉協議会 八木事務所	
7	南丹市役所 美山支所 鶴ヶ岡振興会	15	アスエルそのべ社会福祉協議会 園部事務所	
8	南丹市役所 美山支所 大野振興会			

### ◆市民後見人候補者に関すること

○市民後見人フォローアップ研修

日 時:令和5年11月9日(木)13時30分~16時

会場:南丹市園部文化会館(アスエルそのべ) 大研修室 1、2

テーマ: 意思決定支援について

### ◆市民後見人支援に関すること

○令和3年度に弁護士・社会福祉士から、それぞれ候補者推薦の依頼があり、2名の市民後見人候補者を 推薦し選任された。その後、令和4年度にそれぞれ弁護士、社会福祉士が辞任して、市民後見人の単独 受任となったが、No.1のケースは令和6年2月に亡くなられ終結に向かう。

市民後見人支								
ケースNo. 後見開始 単独受任 後見終了 類型					地域	面談	訪問等	電話等
No. 1	R4年5月	R4年12月	R6年2月	後見	美山	9	3	21
No. 2	R4年6月	R5年2月		保佐	園部	6	1	16

### ◆研修参加に関すること

研修名	日時	場所	内 容
令和5年度 市町村職員等向け権利擁護 に係る研修会 基礎研修	令和5年6月23日	キャンパスプラザ京都	権利擁護全般の基礎を学び、意思決定支援を学ぶ市担当者向け基礎研修 (京都府研修)
令和5年度 市町村職員等向け権利擁護 に係る研修会 応用研修	令和5年11月30日	キャンパスプラザ京都	権利擁護全般の基礎を学び、意思決定支援を学ぶ市担当者向け応用研修 (京都府研修)
令和 5 年度民間社会福祉施設長研修会	令和5年12月5日	Zoom開催	虐待と権利擁護について焦点を当てた、福祉施設長、市担当者向け研修 (京都府研修)

# ◆関係機関等との連携及び調整に関すること

連携期間	日時	内 容
中核機関・三士会と家裁との連絡会	令和5年6月5日 (Zoom会議)	中核機関として会議に参加して意見交換、情報交換を行う
第1回 南丹圏域成年後見制度等権利 擁護に係る意見交換会	令和5年8月1日 (南丹市役所)	亀岡市、京丹波町の2市1町と京都府で南丹圏域の成年後見制 度に係る意見交換を行う
第2回 南丹圏域成年後見制度等権利 擁護に係る意見交換会	令和5年11月1日 (京丹波町役場)	亀岡市、京丹波町の2市2町と京都府で南丹圏域の成年後見制 度に係る意見交換を行う
第2回南丹市社会福祉協議会法人後 見運営委員会	令和5年11月7日 (社会福祉協議会日吉事 務所)	南丹市社会福祉協議会法人後見運営委員会にオブザーバーと して参加
中核機関・三士会と家裁との連絡会	令和5年12月6日 (Zoom会議)	中核機関として会議に参加して意見交換、情報交換を行う
第3回 南丹圏域成年後見制度等権利 擁護に係る意見交換会	令和6年1月29日 (亀岡市役所)	亀岡市、京丹波町の2市2町と京都府で南丹圏域の成年後見制 度に係る意見交換を行う
家事関係機関と家庭裁判所との連絡 協議会	令和6年1月30日 (京都家庭裁判所)	中核機関として会議に参加して意見交換、情報交換を行う
第3回南丹市社会福祉協議会法人後 見運営委員会	令和6年3月12日 (社会福祉協議会日吉事 務所)	南丹市社会福祉協議会法人後見運営委員会にオブザーバーとして参加
地域福祉権利擁護事業に係る関係機関・ 団体等との情報・連絡会議	令和6年3月28日 (Zoom会議)	中核機関として会議に参加して意見交換、情報交換を行う

# ◆センター紹介・成年後見制度説明等への出前講座・講師派遣等に関すること

団体名	日時	内 容	
美山民生児童委員	- - 令和5年12月19日	民生児童委員むけの後見制度の説明と	
天山氏王元里安貝		センターの説明	
<b>国</b> 郊兄先旧 <del>立</del> 禾 早	△和6年1日10日	民生児童委員むけの後見制度の説明と	
園部民生児童委員	令和6年1月18日 	センターの説明	
7.十尺件旧辛禾品	△和6年1日10日	民生児童委員むけの後見制度の説明と	
八木民生児童委員	令和6年1月19日 	センターの説明	